

定 例 公 安 委 員 会

日 時：令和元年6月6日 9時45分～12時50分

出席委員：佐伯委員長・後藤委員・柘植委員・岩瀬委員・那須委員

1 互選会

2 全体審議（公安委員会会議室）

案件	件 名	担当部	出席者
1	主要事件の検挙	生活安全部	本 部 長 総 務 部 長 警 務 部 長
2	主要事件の検挙	刑事部	生活安全部長 地 域 部 長
3	交通事故発生状況（令和元年5月末）	交通部	刑 事 部 長 交 通 部 長 警 備 部 長
4	警衛警備の実施	警備部	名古屋市警察部長 情報通信部長

3 個別審議（公安委員執務室）

案件	件 名	担当部	出席者
1 決裁	公安委員会宛文書等の受理（12件）	総務部	公安委員会執務官
2 報告	女性警察官・警察職員の採用・登用拡大に向けた取組	警務部	警 務 課 長
3 報告	監察案件		首 席 監 察 官
4 裁決	自己情報一部開示決定に対する審査請求		訟 務 官
5 裁決	自己情報不開示決定に対する審査請求		
6 裁決	放置違反金納付命令に対する審査請求		
7 決定	聴聞等の実施結果・決定 71件	総務部	首 席 聴 聞 官 聴 聞 官

議事の概要

1 公安委員会委員長の選出に係る互選会

次期公安委員会委員長（任期は令和元年7月10日から1年間）の選出について、互選会を開催し、

「新委員長」として、柘植康英委員
を選出した。

また、新委員長は、

「委員長の事務を代行する者」として、後藤澄江委員
を指名した。

2 全体審議

冒頭、委員長から、

「植樹祭に伴う警衛警備等、大変御苦労様でした。引き続き、侵入盗及び
交通死亡事故のワースト脱却を目指して頑張ってください」
旨の発言があった。

(1) 生活安全部

主要事件の検挙

生活安全部長から、

植毛行為に係る医師法違反事件の検挙概要
について報告があった。

(2) 刑事部

主要事件の検挙

刑事部長から、

名古屋市港区本宮町地内における男性被害殺人・死体遺棄事件の検

挙概要

神戸山口組傘下組織組員らによる特殊詐欺に端を発した恐喝事件の
検挙概要

○ 不良集団による特殊詐欺事件の検挙概要
について報告があった。

(3) 交通部

交通事故発生状況（令和元年5月末）

交通部長から、令和元年5月末の交通事故発生状況について、
「交通事故死者数は、5月中8人で前年同月に比べ7人減少した。
5月中の交通死亡事故の主な特徴としては、
高齢者死者は減少するも高い構成率
交差点及び交差点付近は減少するも高い構成率
尾張部で多発

○ 昼前（午前9時から午後0時）が減少
である。

6月中の主な取組は、

- 一斉取締りの実施
- 自転車対策
- ブロック別交通課長等会議の開催
- 消費税率引上げに向けた交通死亡事故抑止対策
- 交通機動隊の集中運用

である」
旨の報告があった。

委員から、

「6月に入り死亡事故が続いてしまっているので、悪い流れを断ち切る
よう、県民の交通安全意識を高めていただきたい」

「『自転車は危険なものである』『自転車は車両である』という意識が
高齢者を始めとした県民に浸透するよう、これまでの方策に加え、新たな
視点からの指導取締り、啓発活動を推進されたい」

「交差点の形状や信号機等、ハード面の工夫を推進することで、事故の
減少につなげていただきたい」

旨の発言があった。

(4) 警備部

警衛警備の実施

警備部長から、
警衛警備の実施
について報告があった。

3 個別審議

(1) 公安委員会宛文書等の受理（12件）

公安委員会執務官から、
5月31日までに届いた公安委員会宛の文書等12件
について報告があり、決裁した。

(2) 女性警察官・警察職員の採用・登用拡大に向けた取組

警務課長から、
女性警察官・警察職員の採用・登用拡大に向けた取組
について報告があった。

委員から、

「各種制度の充実や育児休業、年次休暇等の取得率の向上は、就職を控えた若者のモチベーションにつながることから、今後も将来を見据えた取組を推進されたい」
旨の発言があった。

(3) 監察案件

首席監察官から、
監察案件
について報告があった。

(4) 自己情報一部開示決定に対する審査請求

訟務官から、自己情報一部開示決定に対する審査請求について、
請求内容の説明並びに「裁決書案」の提示及び説明
があり、原案どおり裁決した。

(5) 自己情報不開示決定に対する審査請求

訟務官から、自己情報不開示決定に対する審査請求について、
請求内容の説明並びに「裁決書案」の提示及び説明
があり、原案どおり裁決した。

(6) 放置違反金納付命令に対する審査請求

訟務官から、放置違反金納付命令に対する審査請求について、
請求内容の説明並びに「裁決書案」の提示及び説明
があり、原案どおり裁決した。

(7) 聴聞等の実施結果・決定

首席聴聞官及び聴聞官から、
運転免許取消処分等に関する意見の聴取等結果 69件
風俗営業等の営業停止処分に関する聴聞結果 2件
について報告があり、行政処分を決定した。

定 例 公 安 委 員 会

日 時：令和元年 6月13日 9時00分～12時10分

出席委員：佐伯委員長・柘植委員・岩瀬委員・那須委員

1 全体審議（公安委員会会議室）

案件	件 名	担当部	出席者
1	刑法犯・重要窃盗犯の認知・検挙状況（令和元年5月末）	刑事部	本 部 長 総 務 部 長 警 務 部 長 生活安全部長 地 域 部 長
2	主要事件の検挙		
3	夏の交通安全県民運動の実施	交通部	刑 事 部 長 交 通 部 長 警 備 部 長
4	行進又は集団示威運動に関する条例の許可申請及び許可（令和元年5月中）	警備部	名古屋市警察部長 情報通信部長

2 個別審議（公安委員執務室）

案件	件 名	担当部	出席者
1 決裁	公安委員会宛文書等の受理（4件）	総務部	公安委員会執務官
2 決定	自己情報開示請求に係る決定		
3 報告	監察案件	警務部	首席監察官
4 決裁	行政訴訟の発生及び応訴		
5 裁決	運転者区分決定に対する審査請求（5件）		訟 務 官
6 裁決	放置違反金督促処分に対する審査請求		
7 決裁	警察職員の援助派遣	警備部	G20サミット対策課長
8 決定	聴聞等の実施結果・決定 52件	総務部	首席聴聞官 聴 聞 官

議事の概要

1 全体審議

(1) 刑事部

ア 刑法犯・重要窃盗犯の認知・検挙状況（令和元年5月末）

刑事部長から、令和元年5月末の刑法犯・重要窃盗犯の認知・検挙状況（前年同期との比較）について、

「 刑法犯の認知件数は20,684件で、1,788件減少した
刑法犯の検挙件数は7,425件で、576件減少した
刑法犯の検挙率は35.9パーセントで、0.3ポイント上昇した
刑法犯の検挙人員は5,372人で、214人減少した
重要窃盗犯の認知件数は2,197件で460件減少した
重要窃盗犯の検挙件数は1,347件で、7件減少した
重要窃盗犯の検挙率は61.3パーセントで、10.3ポイント上昇した
重要窃盗犯の検挙人員は196人で、31人減少した

なお、侵入盗、住宅対象侵入盗ともに減少傾向を維持した結果、全国ワースト1位から脱却した」
旨の報告があった。

イ 主要事件の検挙

刑事部長から、

- 歓楽街におけるすり被疑者等の検挙概要
- 組織窃盗グループによる鹿児島県内における狙い撃ち空き巣事件の検挙概要

について報告があった。

(2) 交通部

夏の交通安全県民運動の実施

交通部長から、

「7月11日(木)から20日(土)までの10日間に実施される、夏の交通安全県民運動と連動して広報啓発活動等を強力に推進し、県民の交通安全意識の高揚と安全行動の定着を図る。

運動重点等は、

子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
自転車の安全利用の推進

- 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用徹底
飲酒運転の根絶

である」

旨の報告があった。

委員から、

「これまでの努力の成果は出ていると思うので、自信を持って更に力を入れて各種取組を推進されたい」

旨の発言があった。

(3) 警備部

行進又は集団示威運動に関する条例の許可申請及び許可（令和元年5月中）

警備部長から、5月中の行進又は集団示威運動に関する条例の取扱状況について、

「30件の許可申請を受理し、全て許可した」

旨の報告があった。

(4) その他

警備部長から、

愛知県内での豚コレラの発生（11例目）

について報告があった。

2 個別審議

(1) 公安委員会宛文書等の受理（12件）

公安委員会執務官から、
6月7日までに届いた公安委員会宛の文書等4件
について報告があり、公安委員会は「事案対応及び留置業務に関する申出」
を警察法79条に規定する苦情として受理し、警察本部長に対して調査指示す
る旨決裁した。

(2) 自己情報開示請求に係る決定

公安委員会執務官から、
公安委員会宛の自己情報開示請求に係る決定案
について説明があり、原案どおり決定した。

(3) 監察案件

首席監察官から、
監察案件
について報告があった。

(4) 行政訴訟の発生及び応訴

訟務官から、
営業停止命令処分取消請求事件及び執行停止申立事件の概要並びに今後
の応訴方針
について説明があり、決裁した。

(5) 運転者区分決定に対する審査請求（5件）

訟務官から、運転者区分決定に対する審査請求5件について、
請求内容の説明並びに「裁決書案」の提示及び説明
があり、いずれも原案どおり裁決した。

(6) 放置違反金督促処分に対する審査請求

訟務官から、放置違反金督促処分に対する審査請求について、請求内容の説明並びに「裁決書案」の提示及び説明があり、原案どおり裁決した。

(7) 警察職員の援助派遣

G20サミット対策課長から、
「京都府公安委員会から、本県公安委員会に対し、警察法第60条第1項の規定に基づく援助要求があり、警察職員を派遣する」旨の説明があり、決裁した。

(8) 聴聞等の実施結果・決定

首席聴聞官及び聴聞官から、

運転免許取消処分等に関する意見の聴取等結果	48件
○ 愛知県迷惑行為防止条例違反に関する聴聞結果	3件
風俗営業等の営業停止処分に関する聴聞結果	1件

について報告があり、行政処分を決定した。

定 例 公 安 委 員 会

日 時：令和元年6月20日 9時00分～12時25分

出席委員：佐伯委員長・後藤委員・柘植委員・那須委員

1 全体審議（公安委員会会議室）

案件	件 名	担当部	出席者
1	7月の行事予定	警務部	本 部 長 総 務 部 長 警 務 部 長 生 活 安 全 部 長 地 域 事 務 部 長 交 通 事 務 部 長 警 備 部 長 名 古 屋 市 警 察 部 長 情 報 通 信 部 長
2	報告 主要事件の検挙	生活安全部	
3	主要事件の検挙	刑事部	

2 個別審議（公安委員執務室）

案件	件 名	担当部	出席者
1	決裁 公安委員会宛文書等の受理（9件）	総務部	公安委員会執務官
2	報告 警察署協議会代表者会議の開催		
3	報告 人事案件	警務部	警 務 課 長
4	決裁 工業標準化法の一部改正に伴う公安委員会規則等の一部改正		
5	決裁 争訟事件の発生及び応訴		
6	裁決 運転免許停止処分に対する審査請求		
7	裁決 運転者区分決定に対する審査請求（2件）		
8	裁決 放置違反金及び放置違反金に係る延滞金の差押処分に対する審査請求	生活安全部	人 身 安 全 対 策 課 長
9	報告 ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく警告等の実施		
10	報告 高齢運転者の交通事故防止対策	交通部	交 通 部 長
11	報告 幼稚園、保育園の園外活動ルート等の交通安全対策		
12	決定 聴聞等の実施結果・決定 66件	総務部	首 席 聴 聞 官 聴 聞 官

議事の概要

県議会出席のため、後藤委員が個別審議の途中で退席した。

1 全体審議

(1) 警務部

7月の行事予定

警務部長から、7月の行事予定について、

「7月の県警強調業務は、

- 第25回参議院議員通常選挙における選挙違反の適正な取締り及び万全な警護警備の実施

で、各部強調業務は、

- 夏の交通安全県民運動の実施
- である」

旨の報告があった。

(2) 生活安全部

主要事件の検挙

生活安全部長から、

金銭消費貸借契約を仮装した出資法違反（預り金）事件の検挙概要について報告があった。

(3) 刑事部

主要事件の検挙

刑事部長から、

- 名古屋南部における自転車使用のひったくり事件被疑者の検挙概要
- 麻薬及び向精神薬取締法違反事件被疑者の検挙概要

について報告があった。

また、刑事部長から、
大阪府で発生した事案に対する捜査員の派遣
について報告があった。

委員から、
「防犯カメラが早期解決につながったと思う。本当に良かった」
旨の発言があった。

(4) その他

警備部長から、
愛知県内での豚コレラの発生（11例目）に伴う警察の対応（まとめ）
について報告があった。

2 個別審議

(1) 公安委員会宛文書等の受理（9件）

公安委員会執務官から、
6月14日までに届いた公安委員会宛の文書等9件
について報告があり、公安委員会は「犯罪捜査に関する申出」、「交通取締
りに関する申出」及び「警察官の言動に対する申出」の3件を警察法79条に
規定する苦情として受理し、警察本部長に対して調査指示する旨決裁した。

(2) 警察署協議会代表者会議の開催

公安委員会執務官から、警察署協議会代表者会議の開催について、
「警察署協議会の代表が一堂に会し、各警察署協議会の活動状況の紹介
をするなど意見交換をすることで、協議会活動の活性化を促すことを目的
に、7月1日（月）午後2時00分から、警察本部において開催する」
旨の報告があった。

(3) 人事案件

警務課長から、
人事案件
について報告があった。

(4) 工業標準化法の一部改正に伴う公安委員会規則等の一部改正

警務課長から、
「7月1日に『工業標準化法』の一部が改正され、法律名が『産業標準化法』に、『日本工業規格』が『日本産業規格』に改められることとなる。これに伴い、改正を要する愛知県公安委員会規則等の愛知県公安委員会の行政文書について、一括改正を行う」
旨の説明があり、決裁した。

(5) 争訟事件の発生および応訴

訟務官から、
損害賠償等請求控訴事件の概要及び今後の応訴方針
について説明があり、決裁した。

(6) 運転免許停止処分に対する審査請求

訟務官から、運転免許停止処分に対する審査請求について、
請求内容の説明並びに「裁決書案」の提示及び説明
があり、原案どおり裁決した。

(7) 運転者区分決定に対する審査請求（2件）

訟務官から、運転者区分決定に対する審査請求2件について、

請求内容の説明並びに「裁決書案」の提示及び説明があり、いずれも原案どおり裁決した。

(8) 放置違反金及び放置違反金に係る延滞金の差押処分に対する審査請求

訟務官から、放置違反金及び放置違反金に係る延滞金の差押処分に対する審査請求について、

請求内容の説明並びに「裁決書案」の提示及び説明があり、原案どおり裁決した。

(9) ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく警告等の実施

人身安全対策課長から、ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく警告等の実施について、

「令和元年5月中は、押し掛け、面会等要求等を理由に2件の禁止命令を実施した。

また、うろつき、粗野乱暴な言動、連続電話、性的羞恥心を害する事項の告知等を理由に18件の警告を実施した」旨の報告があった。

委員から、

「現場は大変だと思うが、頑張っていたきたい」旨の発言があった。

(10) 高齢運転者の交通事故防止対策

交通部長から、

高齢運転者の交通事故防止対策について報告があった。

(11) 幼稚園、保育園の園外活動ルート等の交通安全対策

交通部長から、
幼稚園、保育園の園外活動ルート等の交通安全対策
について報告があった。

(12) 聴聞等の実施結果・決定

首席聴聞官及び聴聞官から、
運転免許取消処分等に関する意見の聴取等結果 63件
風俗営業等の営業停止処分に関する聴聞結果 3件
について報告があり、行政処分を決定した。

定 例 公 安 委 員 会

日 時：令和元年 6月27日 10時00分～13時10分

出席委員：佐伯委員長・後藤委員・柘植委員・那須委員・岩瀬委員

1 全体審議（公安委員会会議室）

案件	件 名	担当部	出席者
1	痴漢撲滅キャンペーンの開催	地域部	本 部 長 総 務 部 長 警 務 部 長
2	報告 主要事件の発生・検挙	刑事部	生活安全部長 地 域 部 長 刑 事 部 長
3	警護警備の実施	警備部	交 通 部 長 警 備 部 長 名古屋市警察部長 情報通信部長

2 個別審議（公安委員執務室）

案件	件 名	担当部	出席者
1	決裁 公安委員会宛文書等の受理（2件）	総務部	公安委員会執務官
2	決定 自己情報開示請求に係る決定		
3	報告 社会の変化に適応する警察運営に向けた取組	警務部	警 務 課 長
4	決裁 愛知県暴力団排除条例に基づく勧告	刑事部	組 織 犯 罪 対 策 課 長
5	報告 令和元年下半期交通事故抑止対策	交通部	交 通 部 長
6	報告 「交通事故死者全国ワースト返上を目指して」の広報啓発活動		
7	報告 警察職員の援助派遣	警備部	警 備 課 次 長
8	決定 聴聞等の実施結果・決定 61件	総務部	首席聴聞官 聴 聞 官

議事の概要

1 全体審議

(1) 地域部

痴漢撲滅キャンペーンの開催

地域部長から、

「7月5日(金)午後3時から、JR名古屋駅において、鉄道施設内ちかん被害者支援連絡協議会会員と連携して、『痴漢撲滅キャンペーン』を開催し、鉄道施設内における痴漢事犯は、被害者に深刻な被害を生ずる卑劣な犯罪であるとの認識を社会に広く浸透させ、痴漢撲滅の社会的機運を醸成することを目的に、広報啓発活動を実施する」

旨の報告があった。

(2) 刑事部

主要事件の発生・検挙

刑事部長から、

名古屋市北区西味銃一丁目地内における男性2名被害殺人事件の発生及び検挙概要

について報告があった。

委員から、

「地域警察官の初動対応が良かった」

「このような事件の発生時には、いち早く県民にできる限り正確な情報を提供することが大切である」

旨の発言があった。

(3) 警備部

警護警備の実施

警備部長から、
警護警備の実施
について報告があった。

2 個別審議

(1) 公安委員会宛文書等の受理（2件）

公安委員会執務官から、
6月21日までに届いた公安委員会宛の文書等2件
について報告があり、決裁した。

(2) 自己情報開示請求に係る決定

公安委員会執務官から、
公安委員会宛の自己情報開示請求に係る決定案
について説明があり、原案どおり決定した。

(3) 社会の変化に適応する警察運営に向けた取組

警務課長から、
社会の変化に適応する警察運営に向けた取組
について報告があった。

委員から、
「非常に大きな課題であるので、将来を見据えながら議論を深めて取り
組んでいただきたい」
旨の発言があった。

(4) 愛知県暴力団排除条例に基づく勧告

組織犯罪対策課長から、
「愛知県暴力団排除条例第25条の規定により、勧告を実施する」
旨の説明があり、決裁した。

(5) 令和元年下半期交通事故抑止対策

交通部長から、
令和元年下半期交通事故抑止対策
について報告があった。

(6) 「交通事故死者全国ワースト返上を目指して」の広報啓発活動

交通部長から、
「交通事故死者全国ワースト返上を目指して」の広報啓発活動
について報告があった。

委員から、
「『ワースト脱却』がキーワードである。さらに『高齢者』、『歩行者』、
『自転車』、『交差点』等、重要なポイントをアピールして、わかりやす
い広報を行っていただきたい」
旨の発言があった。

(7) 警察職員の援助派遣

警備課次長から、
「福井県公安委員会及び福島県公安委員会から、本県公安委員会に対し、
警察法第60条第1項の規定に基づく援助要求があり、それぞれ警察職員を
派遣する」
旨の報告があった。

(8) 聴聞等の実施結果・決定

首席聴聞官及び聴聞官から、
運転免許取消処分等に関する意見の聴取等結果 61件
について報告があり、行政処分を決定した。